

会員各位

医療機関の Web サイトにおける広告規制についてのご案内

2018 年 10 月
一般社団法人 日本形成外科学会
美容医療に関する委員会
委員長 大慈弥裕之

平成 30（2018）年 6 月 1 日から、改正医療法における医療機関の新広告規制が始まりましたのでご案内申し上げます。

記

これまで医療機関の Web サイトは、医療法上の広告にはあらず、同法の広告規制の対象外とされてきました。しかし、今般の法改正により医療機関 Web サイトも広告規制の対象となり、違反があった場合、行政処分や刑事罰が科せられることになりました。厚生労働省が発表した医療広告ガイドラインによると、今回の規制改正の趣旨は、「美容医療サービス等の自由診療を行う医療機関のホームページ情報を契機として発生するトラブルを改善する」ことにあります。美容医療を統括する立場にある日本形成外科学会としては、会員に情報を提供し、適正な対応を求めます。

医療機関の Web サイトで禁止された主な項目と例を、分かりやすく表にまとめましたので、ご参照ください。

なお、特に注意すべき規制として、医療法の定める「広告可能事項」以外の事項の広告禁止があります。ただし、「広告可能事項の限定解除の要件」をすべて満たす医療機関の Web サイトは、広告可能事項以外の事項も広告が可能となります。この限定解除要件の概要は次のとおりです。

- 1) 患者が自ら求めて情報を探すもの（Web サイトである場合など）
- 2) 問い合わせ先を明記すること
- 3) 自由診療の内容、費用を情報提供すること
- 4) 自由診療のリスク、副作用について情報提供すること

ただし、上記の広告可能事項の限定解除の要件を満たす Web サイトも、虚偽広告、比較優良広告、誇大広告、体験談、ビフォーアフター写真等、公序良俗に反する記載等については、医療法による規制を受けることとなります。

医療広告規制の詳細については、厚生労働省の医療広告ガイドライン〈<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000206548.pdf>〉をご覧ください。

資料をまとめるにあたり、ご協力いただいた日本美容医療協会顧問弁護士の石原修先生およびエイジングスタイル編集部のさえき文香様に深謝いたします。

以上

医療機関のウェブサイト(HP)で禁止された主な項目と例

禁止項目とその内容	具体的な表現・例	理由・注意点等
● 広告可能とされていない事項 (※2)		
広告可能事項(※1) 以外の事項	「専門外来」 死亡率・術後生存率 未承認機器 治療の効果 一部の自由診療の治療、検査の方法	広告可能と定められたものではない
● 虚偽広告		
内容が虚偽	「絶対安全」「必ず成功」 「一日で全て終了」(治療後の処置等がある場合) 加工・修正した術前術後の写真	医学上あり得ない 治療後の処置等を記載していない 効果があるように誤認させる
● 比較優良広告		
他施設と比較し 優位性・優秀性を示す	「国内最高峰の〇〇治療」 「シェアNo.1」など最上級表現 「どこでも受けられる治療ではありません」 「著名人〇〇さんが通う」等	著しく誤認を与える大げさな表現は 事実であっても不可
● 誇大広告		
事実を不当に誇張	チャンピオン症例 「知事の許可を取得した病院」 「〇〇センター」 活動実態のない〇〇学会、 〇〇協会「認定医」「認定施設」	成功例だけを誇張 医療機関は全て知事の許可を得て開設するの が当たり前 法令・国が定めた事業、または自治体等から地 域での中核的役割と認められる施設のみ可 例:救命救急センター、休日夜間急患センター 厚生労働省に届け出のなされた団体の認定の み(※3)
● 体験談		
治療内容・効果に関す る患者の体験談	「多くの患者様から喜びの声」 患者からの治療効果に関する感謝の言葉の 引用 (「●●病が治りました！」等)	客観性に欠ける一方で大きな影響力を持つ
● ビフォーアフター写真等		
治療前又は治療後の写 真等	治療内容・効果に誤った期待を抱かせる手術 前の写真や手術後の写真	治療前の写真単体や、治療後の写真単体でも 原則として不可 但し、治療内容、費用、治療のリスク、副作用等 の詳細な説明が付された場合には可
● 公序良俗に反するもの		
● その他		
品位を損ねる	「〇〇キャンペーン」 「〇〇プレゼント」「セット割」など	費用の強調・医療内容と直接関係ない
他の法令・ガイドライン に抵触	・医薬品医療機器等法 ・健康増進法 ・景表法 ・不正競争防止法	

(厚生労働省「医療広告ガイドライン」関連資料よりエイジングスタイル編集部 抜粋・作成)

※1: 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在地、診療科名、診療日、診療時間等の法定事項(医療法第6条の5第3項及び「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)」(広告告示))
詳細は、医療広告ガイドライン第5(12頁～32頁)参照
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000206548.pdf>

※2: 以下の要件を満たすウェブサイト等では、広告可能事項の限定は解除される。

1. 医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること
2. 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載すること、その他の方法により明示すること
3. 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること
4. 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること

※3: 活動実態のない学会等の団体の記載は誇大広告とされる。なお、活動実態のある学会等の団体による認定も、広告可能事項とされているのは法所定の基準に適合するものとして厚生労働省に届け出た団体によるもののみ。